

大洲市立保育所等保育支援システム導入及び運用保守業務実施要領

1 目的

この実施要領は、保育園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築するため、大洲市立保育所等に保育業務支援システムを新たに導入する提案を募集し、他の地方公共団体での実績を有し、安全性、信頼性、効果的・効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者をプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）にて選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

大洲市立保育所等保育支援システム導入及び運用保守業務

(2) 業務の目的

別紙、仕様書のとおり

(3) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日(金)まで

（導入業務 令和5年1月31日まで）

（運用保守業務 令和5年2月1日から令和5年3月31日まで）

(5) 事業規模（提案限度価格）

導入業務 金 4, 785, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

運用保守業務 金 507, 400円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 本業務と同種または類似する業務における専門知識やノウハウを有し、相応の実績を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び市税など、全税の滞納がないこと。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 愛媛県内に事業所を有すること。
- (8) ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (9) 地方公共団体（公立園）への導入実績があり、現在も利用されていること。
- (10) 参加希望者又は提案システムを開発している者の社内に提案システムを専門とするヘルプデスクを有していること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年5月30日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和4年5月30日(月)から 令和4年6月8日(水)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和4年6月15日(水)ごろ
④ 参加申込書の提出期限	令和4年6月22日(水)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和4年6月24日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和4年6月27日(月)から 令和4年7月6日(水)まで
⑦ 企画提案書の審査	令和4年7月14日(木)予定
⑧ 審査結果の通知	令和4年7月15日(金)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和4年8月中旬予定
⑩ 審査結果等の公表	令和4年8月中旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和4年5月30日(月)

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kosodateshien/49034.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式1)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和4年5月30日(月)9時から令和4年6月8日(水)16時までとします。

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

大洲市役所市民福祉部子育て支援課

E-mail : kosodateshienka@city.ozu.ehime.jp

電話番号 : 0893-24-5718 (ダイヤルイン)

4) 回答方法

令和4年6月15日(水)以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書(様式2)
- 2) 業務受託実績書(様式3)
- 3) 市税の納税証明書(契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。)
- 4) 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)
- 5) 大洲市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(平成17年大洲市告示第22号)の規定により、競争入札参加資格の認定を受けていない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出してください。
 1. 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
 2. 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
 3. 市内に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税(全税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市外に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納でないことが確認できるもの)
 4. 社会保険等に加入していることを証明する書類(適用除外を誓約する書類を含む)

② 提出期限

令和4年6月22日(水)16時必着

③ 提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所市民福祉部子育て支援課 担当:谷野、高橋

④ 提出方法

郵送又は持参によるものとします。(提出期限必着)

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本1部とします。

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、電子メール及び文書にて参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類等

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- 1) 企画提案書表紙(様式5)

2) 企画提案書

- ア 当該業務の管理責任者調書（様式6）
- イ 当該業務の業務実施体制図（様式7）
- ウ 当該業務の実施方針及び手法（様式8）
- エ 当該業務の工程表（任意様式）

3) 機能要件調査票

4) 見積書及び内訳書（任意様式）

5) 提案するシステムの仮操作が可能なCDもしくはDVD（提出は任意）

② 提出期間

令和4年6月27日（月）から令和4年7月6日（水）まで（受付時間帯は、土日を除く9時から16時までとします。）

③ 提出場所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所市民福祉部子育て支援課 担当：谷野、高橋

④ 提出方法

直接持参してください。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部及び電子データ(PDF形式、CDもしくはDVD)とします。

(4) 企画競争の成立

企画提案書提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。

7 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市立保育所等保育支援システム導入及び運用保守業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、機能要件及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定します。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 評価方法・審査基準

審査会において、提案書に記載された内容について書類審査を行い、以下の各項目について以下の5段階で評価し、得点を決定します。5段階評価の得点の算出は以下のとおりとします。

評価	評価の内容	得点化方法
5	当該評価項目において内容が魅力的であり、実現性及び効果が高い。	配点×1.0
4	当該評価項目において内容が適切であり、実現性が高い。もしくは効果が高い。	配点×0.8
3	当該項目において内容は適切であるが、実現性は低い。もしくは評価が低い。	配点×0.5
2	当該評価項目において内容が不適切であり、基準に合致しない。	配点×0.3
1	当該評価項目において示した内容が提案されていない。	配点×0.1

企画提案書内容評価表

評価項目	審査事項	配点
1. 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針が本業務の目的や実施内容と一致しているか。 ・導入や運用保守に対する方針が明確に提案されているか。 	10
2. 導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者に本業務と類似する業務経験が十分にあるか。 ・提案システムに地方自治体における十分な実績があるか。 	5
3. 導入効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化や負担軽減に期待できるか。 ・機能要件が充実しているか。 ・保護者にとって利便性があるか。 	20
4. 操作性・視認性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のことを考えた工夫がなされ、利用者が使い易いシステムとなっているか。 	10
5. 導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない妥当なスケジュールとなっているか。 	5
6. 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けて利用者の負担権限となる工夫があるか。 ・利用者を効果的にサポートする体制となっているか。 ・システム等のトラブルが発生した場合に速やかに対応する体制となっているか。 	10
7. 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効果的な研修が実施可能であるか。 ・利用者に対する研修について、学習効果が期待できるか。 	10
8. 情報セキュリティ等	<ul style="list-style-type: none"> ・提案システムを利用する上で、情報セキュリティ対策や災害対策(機密性、完全性、可用性)が十分であるか。 ・バックアップ等データを保護する仕組みがあるか。 ・提案者やシステム運用者の事業者全体で個人情報保護に係る対策や取組を行っているか。 	10
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外の項目で業務を進めるうえで有利となる提案がなされているか。 ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。質疑応答は適切に対応されているか。 	10
合 計		90

(1) 機能評価 (90点)

機能調査票及びプレゼンテーションのデモンストレーション等を元に評価する。

(2) 価格評価（10点）

以下の計算式を元に評価する。

なお、提案価格は今年度の見積額に次年度以降のランニングコスト5年間分の見積額を加えたものとする。

$(\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}) \times 10 \text{点}$ ※小数点以下切捨て

9 審査結果

審査結果は、令和4年7月14日（木）以降、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

10 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議等が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

12 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

13 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑤ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、担当課へ届け出てください。
- ⑥ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。
- ⑦ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑧ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑨ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

14 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

担当部署 大洲市役所市民福祉部子育て支援課 担当：谷野、高橋

電話番号 0893-24-5718

FAX 番号 0893-24-0961

E-mail kosodateshienka@city.ozu.ehime.jp